

～ ハラスメントから社員を守るためには ～ 最新パワハラ・カスハラ事情からさぐる職場のハラスメント対策と対処法

職場におけるパワーハラスメント対策が事業主の義務になり、「パワハラ指針」が策定され、カスハラに関しても、適切な対応のための体制整備や被害者への配慮のための取組、被害防止の取組を行うことが望ましいとされました。

また、東京都では、全国初のカスタマー・ハラスメント防止条例が、令和7年4月から施行されます。働く人自身がハラスメントについて正しく理解し、対処法を知ることが重要となってきました。

本セミナーでは、こうした条例や法制化への流れをふまえ、パワハラ・カスハラから社員を守るとともに、ハラスメントのない職場づくりのための対策と対処法を学びます。

日程	時間	テーマ	講師
令和7年 1月16日 (木)	14:00 ～ 16:00	●パワハラ編 ・パワハラ対策の意義 ・パワハラの定義とパワハラ6類型 ・パワハラか否かの判断のポイント ・使用者に求められるパワハラ対策	成蹊大学 法学部教授/ 厚生労働省「ハラスメント 対策企画委員会」委員/ 東京都「カスタマーハラスメ ント防止対策に関する検 討部会等」委員 原 昌登 氏
令和7年 1月24日 (金)	14:00 ～ 16:00	●カスハラ編 ・カスハラ対策の意義 ・「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」の概要 ・カスハラか否かの判断のポイント ・使用者に求められるカスハラ対策	

■ 会 場 : 江東区亀戸文化センター 第1、第2研修室 (カメラプラザ5階)
(江東区亀戸2-19-1 カメラプラザ) 裏面地図参照

■ 対 象 : 使用者、人事労務担当者、テーマに関心のある方

■ 定 員 : 50名 (※要事前申込)
◎手話通訳あり (無料・事前申込制)
1月16日(木)分は12月25日(水)、1月24日(金)分は1月6日(月)までにお申し込みください。

■ 申込方法 : インターネット、電話で下記へお申し込みください。

■ 申 込 先 : 東京都労働相談情報センター亀戸事務所 事業普及担当
TEL 03-3682-6321 FAX 03-3684-6026



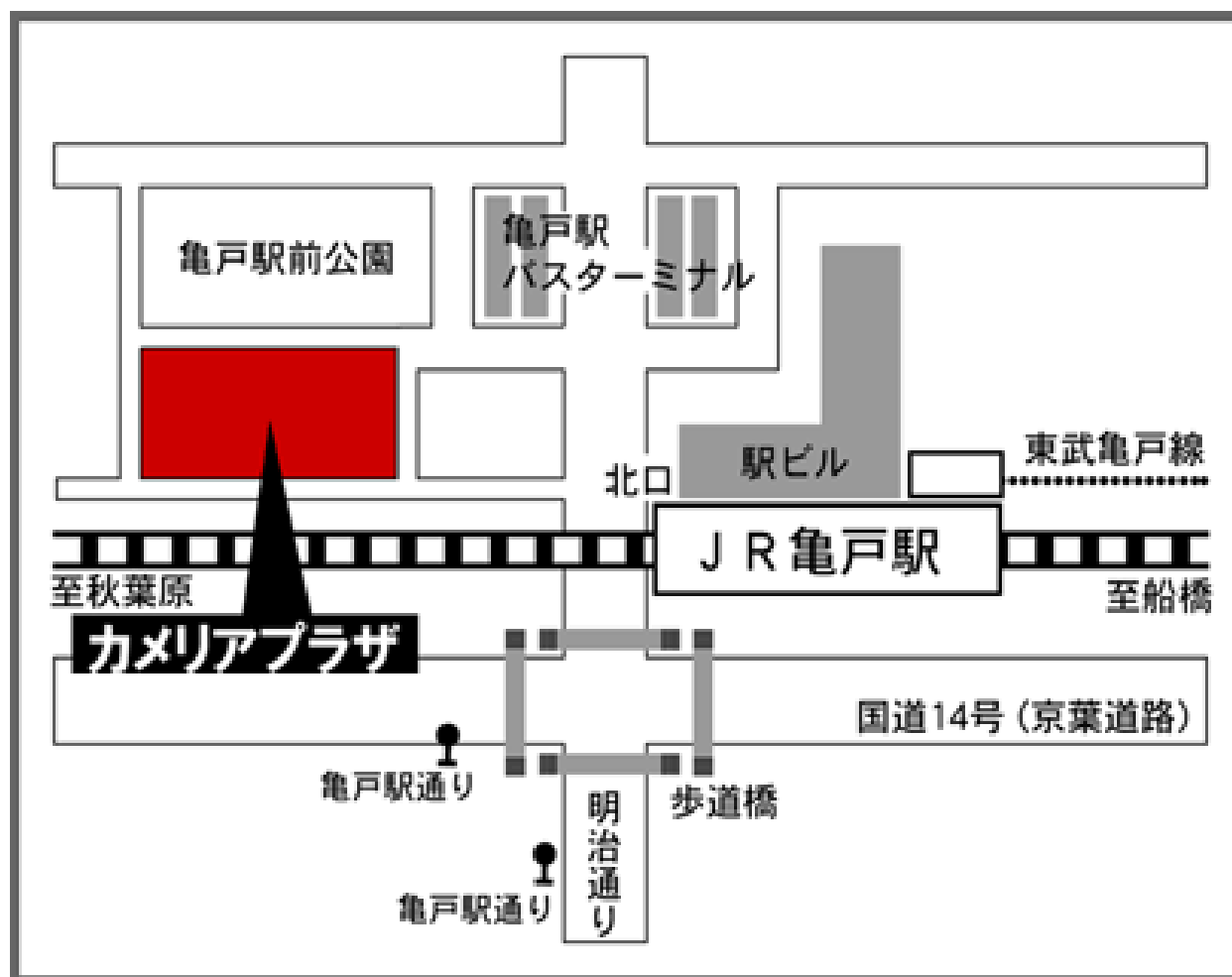
インターネット で検索

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/seminarform/index/menu/>

主催  東京都労働相談情報センター亀戸事務所
共催  足立区

●会場案内図

江東区亀戸文化センター 第1、第2研修室（カメラアプラザ5階）
（江東区亀戸2-19-1 カメラアプラザ）



JR総武線「亀戸駅」、東武亀戸線「亀戸駅」 北口下車 徒歩3分

●ご注意

※天災等による交通機関運行の影響により、セミナー開催を中止又は延期することがあります。

その場合はホームページ「はたらくネット」でお知らせしますので、受講前に必ずご確認ください。

※お申込みいただいた際の個人情報は、本セミナー受講のためにのみ利用します。

東京都では、就職の機会均等を確保するために、本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を実施するよう事業主の皆様のご理解とご協力をお願いしています。詳細は、
<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/kosei/>をご覧ください。